

清のひとこと——大島清

バラまつり！
皆さまに感謝

我が町最大イベントの一つでもあります「バラまつり」。本年は大型連休中の5月3日から有料とさせていただきます。連休中は好天に恵まれ、一日の来場者が2千人を超える日が続きました。400種5,000株のバラは、例年より一週間以上早く咲きそろい、訪れた方々を楽しませてくれました。

13日には、大野元裕埼玉県知事をはじめ、近隣市ならびに友好都市の首長、地元選出の国会議員や県議会議員、そして町議会議員の皆さまなどをお迎えし、完成した屋外ステージのこけら落としと併せてバラまつりの式典を開催しました。ステージでは、28日までの土日を中心として各種イベントが行われ、多くの団体の皆さまのご参加により、まつりを盛り上げていただきました。

まつりの期間中、来場された方にお尋ねしましたところ、神奈川県からバスツアーで初

めて町のバラ園にお越しになったそうで、「また来年も来ます」と話してくださり、とても嬉しく感じました。また、何より、旅行会社のツアーのコースに「伊奈町のバラ園」が選ばれ、何十台ものバスで多くの方にご来場いただけたことが、感謝感激であります。

県内はもちろん、近県から約6万6千人の方にお越しいただいたことにつきましても、大変嬉しく思います。

昭和62年に270株からスタートした町のバラ園も、35年の歳月を経て今日の規模となりました。これもひとえに、長きに渡りバラに愛情深く携わっていただきましたスタッフの皆さまをはじめ、バラが大好きで一年を通して育て管理をしていただいておりますバラマスターズの皆さま方のお陰であります。心より、感謝を申し上げます。

10月下旬～11月中旬には、春より香りが良いといわれる秋バラが見頃となりますので、ぜひお越しください。

「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」を開催します

彩の国さいたま人づくり広域連合は、より多くの方に市町村職員採用試験などを受験してもらうことを目的に「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」を開催します。市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や仕事の内容、職員の募集内容などを、気になる市町村の採用担当者などから直接聞くことができます。

詳しくは、広域連合ホームページ「SAITAMA 市町村職員採用NAVI（採用ナビ）」をご覧ください。

※伊奈町は、合同説明会でブースを設置する予定です。

☎ 7月12日(水)13時～18時

📍 さいたまスーパーアリーナ

📞 彩の国さいたま人づくり広域連合 ☎ 6 6 4 - 6 6

8 4

令和5年度

町職員採用試験

令和6年4月1日採用

～一緒に日本一住んでみたいまちを目指しませんか～

職種・採用予定人員

○一般事務……6名程度

○土木、建築…1名程度

※職種により受験資格が異なります。詳しくは、町ホームページに掲載している受験案内をご覧ください。

1次試験日▶9月17日(日)

試験会場▶伊奈町役場

📧 7月1日(土)～31日(月)に「伊奈町電子申請・届出サービス」でお申し込みください。

📞 総務課 ☎ 2 2 2 2



いきいき長寿課からのお知らせ

図 いきいき長寿課② 1 2 3

介護保険負担限度額認定について

施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費を軽減する制度です。下表の条件に該当する方は、負担限度額認定の対象となりますので、認定を受ける場合は申請をしてください。

※令和4年度の限度額認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金など※2の資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室		
1	生活保護受給者など	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	
2	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者	前年の合計所得金額+年金収入 額80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入 額80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]	
3-②	前年の合計所得金額+年金収入 額120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]	

- ・（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ・ [] 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ・ 区分の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入に含みます。

※1 住民票上世帯が異なる配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料となります。

※2 預貯金などに含まれるもの…資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

令和5年度介護保険料の納付をお願いします

7月中旬までに第1号被保険者（65歳以上）の方で、特別徴収（年金からの天引き）の方には介護保険料特別徴収開始通知書を、普通徴収（特別徴収以外）の方には令和5年度分の納入通知書もしくは口座振替通知書をそれぞれ郵送します。詳しくは、通知書に同封したお知らせをご覧ください。

今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納入通知書を送付します。

今年7月以降に満65歳になる方には、満65歳到達月（生まれた日の前日の属する月）またはその翌月に納入通知書を送付します。

介護サービス利用料負担軽減事業について

介護保険で受けられる居宅サービスなどの利用料自己負担額の一部を軽減する事業です。負担軽減を受けるには申請が必要です。

☑ 住民税非課税世帯に属する方（世帯分離している配偶者が課税されている場合は対象外）、預貯金などが単身で1,000万円以下または夫婦で2,000万円以下の方

※令和4年度の軽減認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

軽減を受ける場合は助成申請が必要です

介護サービス利用後、サービス利用料の自己負担額軽減費を受け取るためには、助成申請が必要です。軽減認定を受けている方は、介護サービスをご利用後、忘れずに助成申請をしてください。